近

**繊者の豊国観** 一世地方村落支配者の政治志向

州地方を旅行した折の紀行記が、いわゆる『豊国紀行』である。江戸期の筑前を代表する本草学者であった貝原益軒が、元禄七年に東九

よう。

際の紀行記であったことからしても、その見識の程が察せられよう。

後

藤

重

E

こうした見識眼の古松軒の見た豊前豊後地方に関する表現をしばらく見

益軒はこの旅行の途次、今日の大分県高田市に一泊し、そこで豊後国東

地方の見聞について記しているが、その表現は、当地方の僻地性を如実に < 豊前国は海辺によるほど、風土はよくして、西南は山連々としてあし 九州のうちにては上国といへども、中国筋にくらべ見れば、人物言

髙田より北の方、六里ばかり行けば、富来に至る。富来の東三里に安 り一里余、道はひろびろとせしよき街道ながら、辺鄙なれば休むべき茶 語劣りて、諸品も自由とはいひ難し。―中略―宇佐八幡へは、四日市よ

心くるしかるべしと止みぬ 事まれなれば、万につけて佗しき由聞しかば、老の身の行なやみなんも 岐あり。安岐より東南に木付あり。兼ては富来・安岐をも見んと思ひし 高田より富来の間、 路けはし、且、 其のかたは、常人の行交ふ

と述べ、国東半島内の陸上交通の至難さを指摘している。

や『四神地名録』を著するなど、オーソドックスな地理学書刊行にも干与 方を巡遊しているが、この折の紀行記が『西遊雑記』である。 あり、地理学者でもあった古川古松軒(享保十一~文化四)も、 この時から約一世紀を経た天明三(一七八三)年、備中の国の蘭学者で 彼は単なる浮遊の徒ではなく、例えば幕府の令によって『武蔵五郡の図』

東九州地

しており、天明八年の『東遊雑記』は、幕府巡見使の随員として参加した

豊後国は豊前より大国と云得共、風土は劣りてよろしからず。在中に

と述べ、豊後に対する観察は更に酷評である。すなわち

のひら地にて、風景さらになく、面白からぬ所なり。―下略― き所ならんと思ひしに、此地も案外の僻地にて、御社の有る土地、 店もなく、淋しき道なり。さて宇佐八幡宮は世に知る旧地、定てよろし

ることなり。食物等も米を喰ふ事なく、粟の飯を以て上食とし、 して、外より帰りても、洗ふといふ事もなくして、其まま床の上にあが 中国筋とは、甚劣し事にて、在中山分に入りては、草履わらぢもはかず し事もなし。柿の木・橘・きんかん・ゆずなども見かけず。人物言語も 入りては、豪家とおぼしき百姓一家もなく、白壁なる土蔵などは遠見せ 、寺院里

正にても、平生の食事は粟にして、五節句などに米の飯を食す事なり。

是等の事を以て、万事の風俗を察して知るべし。周防長門より、豊後・

日向・大隅などへ、商人の入来る所にて、此者ども旅宿にて会せし時は、

「最早日本の地へかへらん」と、互にたわむれて笑ふといへり。

彼らの眼に映じた豊国観は決して「豊国」の名にふさわしいものではなか しかし、こうした実情が二豊万端を総じたものではなかったことは、 以上やや冗長な引用になったが、他国からの旅行者とはいえ、両者共に

もいやしからず、中国筋にかはりし事もなきなり。」 えば右の古松軒も 「しかれども、花はよしの(吉野)、人は武士にて、城下々々は人物言語

と述べ、

此人は阿蘭人に学て、天文道には委しき人と物語りき。予天文のみちに り。―中略―、山本村といふに、三浦安貞と称する天文学者有るよし。 「此日、小倉の浪士矢野通義と言医師に会して、此辺の風俗を聞し事な

うとく、且、今さら学ぶべき志しもなくて、尋ず」

近代性の特質である と記して、町・在の此較をし、城下と在中の格差について観察している。 確かに「都市」と「農村」、「町」と「在」との落差比の大きさこそ、前

部や、豊後全国に至る海上路は、次の如くであった。 守の編纂にかかる『崎陽群談』第十巻によると、当期、 上にかなり盛んな海上の主路であった。 るが、この豊前から豊後国東半島を迂廻する海岸線は、近世期には陸路以 正徳年間(一七一一~一七一五)に、長崎奉行の要職にあった大岡備前 さて、両者の通過した街道が、俗称される「豊前街道」であった訳であ

長崎より、豊前南

触れてみようとするところに本小稿の目的がある。

南下して三佐から佐賀関を経て臼杵に入った。 経て、府内へ、府内から三佐に至り、大野川を朔行して竹田へ、また更に こうした史料から見て来ると、佐伯・臼杵・佐賀関浦・三佐 更に海路で南下する場合は、国東半島の竹田津浦・みの崎(杵築市)を В

に至り、沓尾浦・椎田浦・八屋浦を経て中津に至るコースである。

(福岡県)から下関に入り、田浦・青浜・恒見を経て、

中津への海上路は、長崎を出て、牛首

・呼子(佐賀県)・山鹿崎 刈田浦 (行橋市)

出・みの崎・守江・深江(竹田津・芝崎(高田)・長州・中津・刈田浦

要海路の拠点として存在したこと。また宇佐郡駅館川の中須賀港(天領港 八屋浦など、東九州海岸部の諸入江が、長崎を基点とする東九州沿岸の重

例

は幕府直轄港として、更には、長洲港も島原藩の瀬戸内登為港として機能 社会・文化の洗礼を受けていたであろうことは否定できない。 しており、内陸部の小農村の農村機構はとも角としても、比較的先進的な こうした地域の一所に拠点を置く竹田津氏一族に焦点を集めて、村支配 8

者の志向の一端を見ようとするものであるが、勿論、史料的制約は大きい 両者に介在したのが杵築在の島氏であった。 ここでは、竹田津氏一族小串氏と本多氏との例に視点を置いたが、この 小串俊政の『監郡右置』と、本多氏の『執睨録』とは、 基本的には、 共

通した趣旨のもとに筆記されたものである

両者の記述した状態であったかも知れない。 め得るものではなく、むしろ同等に高揚的であったものとの想定の一端に しかし、農村支配者の施政意識とその動向は、さして中央との落差を認 旅行者的な他国の者の目に映じた二豊農村の末端舞台は、 確かに、

## 『監郡右置』と小串氏

『監郡右置』の著者は、 小串俊政である。 小串氏は、 比較的著名な学 近世期を通じて、

「此書小串助た(朱書)

右

衛門政

ス

文政

友方

竹 田

津鬼太

夫某應

需貸遣之、

爲寫置者也 **以俊撰**  爲養子文化七年午正月家督以馬廻奉仕

明公

豊後国東郡一帯に勢力を持ち続けた竹田津氏 族であり、

『小串氏系図』によると、 者を輩出している。

俊政に関連する家系部分は、

次の如くである。

小串氏系圖

小串與三兵衛忠政養子

俊 妻養父忠政養女財津氏女小串助右衛門 始善兵衛

岗

大藏政

威 世譜本系:詳也寛政元年酉三月十八日卒 妻養父政俊女 小串仙助 始力之助 實竹田

津官兵衛

男

重

女子 女子 養子重威妻

女子

女子

養子勘四郎妻

女子 嫁野々村勝左衛門正久

始爲養子奉仕 小串兆之助 親賢公爲小姓壯逝 實嶋弥 郎 永胤養弟

厚

俊

政

妻養父重威女小串勘四郎

實中川

侯家士野中武兵衛幸昆

男

望月氏寛政六年寅四月七日卒葬于長福寺

為嶋兵右衛門義居養女嫁後藤駒次郎壯逝無児 |郎壯逝無児 爲爲爲爲爲

爲竹田津左助重任養女嫁平井庄三

大藏忠行 忠直

津浦

江

淨而 寺終 財津氏系圖

頭納牌於円淨寺元祿十六年未六月廿八日卒號智譽惠林大姉葬竹田: 又因母氏暫稲荒木

天命享保十九年七月十一日卒號德譽宗禛居士葬江頭納牌於円5財津權左衛門政方四男青童而遊于肥後國後還住竹田津林不仕三

忠 爲小串善兵衛養子嗣職爲二子組大庄屋 串與三兵

至物頭老後經馬廻文化七年庚午致仕 寛政元年家督歴任 親貞公親賢公親明公三世始為小姓次為近習亦

室田原不白武房女「吉弘邑之浪士財津新兵衛」始和左衛門 掛村納牌於円淨寺。 享保十五年十二月十三日卒號円解智融大姉葬於二子沓

政

幸

對馬守親盈公召而加御伽衆以鄉士終母者橋本氏。政幸始住于竹田津之林後移居于沓掛: 村 忠 心政同 본

內

净寺安永五年申六月二日卒號湧譽如泉居士葬于沓掛村長福寺納牌于一 後生女子長嫁于

居莊藏古市浦商家如泉没後初與姉曾面室甲原氏亡後娶溝部喜兵衛某女有故離別時懷妊: 亦娶八阪組大庄屋島與兵衛勝任養妹實久留嶋侯家士望月氏女

## 女子 嫁小串與三兵衛忠政養子小串政俊

彼の手でなったのが、ここにとりあげた『監郡右置』そのものである。③

本書は、横十八センチ・縦十五センチ、表紙とも合計六十四葉の小冊子

兄弟相議合二家政幸所傳之武器雜具附屬政俊二世而家斷

である。

内容は二部(上・中)からなり、各部の表紙部分に、⑩

の入江部に拠して浦庄屋や商家を営むものが多く、また諸候や豪士との関 紙数の関係上、小串氏関係のみを示したが、竹田津氏一族の分化は各地

料・第十巻解題)、小串姓の始祖は、小串越後と言い、近世初期にその始 小串氏の宗族たる竹田津氏は、日田大藏氏の後裔と言われ、(大分県史

姓があるらしい。 この竹田津氏一族に財津氏があったが、財津(大藏)忠行(元祿十六年

えた養子が、先の系図に示した政俊であった。 小串氏は、嫡庶の分派によって、数系に別れているが、当氏には、この

卒)の長子は無子なるによって、その弟、政幸の娘を養女とし、これに迎

どの学者や医者が輩出しており、なかでも重威は、『豊後姫島考』を著し 政俊の次代を継いだ小串重威をはじめ、別系には、小串泰庵、小串玄節な

賀来飛霞が、日向国高千穂地方への採薬旅行に干与した人物であり、本草 学に通じた医者であったらしい。

た人物であり、また小串泰庵は、豊前宇佐郡出身の幕末の本草学者である

城」・「崎陽竹枝三首」など題した詩が散見し、長崎・島原・肥後方面を(長崎) 紀行している事が知られる。 であるが、春斉はその詩中に、 この『庚子詩稿』と併存する『辛丑詩稿』の筆者は、小串泰安なる人物 『庚子詩稿』なる詩稿本によると、この著者は(作詩者)は、小串春斉 「宿御舟駅」・「東肥途中」・「舟到嶋原(肥後下益城郡)

であり、彼は、先記した小串泰庵と同一人物と考えられる。

た家系を継いだ俊政は、小串家に似つかわしい学識者であった訳であり、

竹田津氏一族の諸系図を編纂した人物は、小串政俊であったが、こうし

監郡右置 上 草案小串俊政記 禁他見

監郡右置 中 草案小串俊政記

禁他見

と記めている。 最末尾には

今宵だに

我身のうへは 志らぬひの

かきつくしかた。あはれとも見よ。

鬼となり、神となりても君ながく 民久しくと 思ふ余りに

と言う二首の短歌を記めてあり、同歌の作は俊政本人であることを記す。 以下、同書の内容構成をみることにする。

『監郡右置』上之部は「年中行事之部」と題されている。

の参不参者調査に至るまでの、年間の諸事項について列記する。 の「役所仕廻」(御用納)に関する規程を記し、三十日の、翌年年頭御礼 「年中行事之部」は、正月元日の御礼刻限規程に始まり、十二月廿六日

当年中の普請は延引する旨を、徹底させよと述べてい る。 十日は、池川普請願の日限であり、翌十一日迄に願書の提出ない場合は、 正月三ヶ日間は、年頭御祝儀に関する規式の詳細な記録で始終する。

十日迄は、諸役所は年始休み。

今少しく、その内容を見よう。

十一日は、吉例の松植行事。報告を必要とする。

廿日頃から、 十二日からは、池川見分として、代官出郷 二月廿五日、 二月に入り、田畑種子物拝借證文を二月中に鄕方より提出すべき旨申触。 春免積帳を勘定所に提出。 宗門改めに関する記事が集中する。

として

一、不時取計心得之部

以上の「十二ヶ月之部」に続けて、「中」の巻では

吟味仕方

変死・行倒・浮物

五月に入り、 三月廿日から廿五日の間に、菜種子作高届出、月末に麦反別帳差上。 田方根付届出をはじめ、六月は根付目録差出、検見方出鄕

九月に入り、中田検見手続。 七月十三日から十六日迄は、役所盆休み。

誓詞提出

十五日限、小物成帳差上。 十月五日限、「物成帳」外諸帳面差出期 十一月には、皆済目録手続。

十二月に入り、

当月廿六日役所仕廻ニ付、上旬より心懸ヶ「欠」 御代官幷役人ト兼て被及沙汰置候事。

と見えて、当年中の他所縁組者をはじめ「入帳」「帳外」の調査を命じ、 の門松に関する手続等を記す。ここでは例えば、

例年門松、廿日より伐出申付候ニ付、前夜より役人ニ届、

など記す。

十二月三十日の項では 一、大 三十日、支配下御徒士格以下、御年頭罷出候もの共、面附幷不参

出夫八坂安岐小原両子 手永より隔年に出候例ニ候

公儀御役人取扱

願筋、

何、寄合、

商売方

火事、

牢舎・揚屋入・種子藏・預け手錠!

刊罪、

郡代出役、 高札・境杭・傍示杭・野荒杭、

渡舟、 御舟浦方取捌

御願藏、惣領

ニ万事仕寄引候様

御救、 御林幷材木

年始

別鄉中諸納物

下横目出鄉

御法事 他所懸合

御借財、才覚銀心得

の以上、十八項目について述べる。

対して、臨時・突発的な事務処理に対する心得書きであり、第一項の 右十八項目は、「不時取計心得」とあるごとく、

恒例の「年中行事」に

味(者)仕方」などを見るに、極めて詳細な作法などを列記する。

と述べ、翌年頭祝儀に出頭する者の面付を調査、刻限を徹底するなどを記

面附、夕七時迄取調、御徒士以上之参不参は御目付へ申達候、

御在城

(年) 六半時、御留守

(年)五ツ時揃ニ候得共―下略―

元日揃

浮物」の項を参考に全覧する 全文を引用するには、当項はやや長文すぎる故、第二項の「変死・行倒・ したものであるが、「不時取計心得」の十八項は、すべてかかる規定の詳 細である

「変死・浮もの改・病死改・変死・横死之部

一変死・横死届出候へハ、御家老衆へ相達検使下横目・御郡所役人・鄕

『執睨録』は、天保十一(一八五〇)年春、宇佐郡橋津組大庄屋たる本

三、『執睨録』と本多氏

足軽差出、親類・五人組合,其外懸り合之者取調、書付取之、尤、夫 夫庄屋奥印形也、右怪敷無之候へは、取片付申付候様ニと可申渡旨 但、他所者ニ候へハ、其先元へ懸合ニ相成候事故、書付文面ニー入 多正辰によって筆記されたものである。 紙小帳であり、表紙ともに二六○葉に及ぶ記録である 治るに至るまで、皆其法あり。今茲に旧来事「」成定る所のもの数条を集 ことは法によらざれば立たず。かかる故に古昔より一家・一国・天下を この記録が筆記された趣旨について、筆者は、本書の末尾で 史料の形状は、楮紙を用いた横二〇・五センチ、縦一三・五センチの横

、引メ之上、右書付年寄衆ニ差出之事

「欠」前、年寄衆へ伺置差図之事

め録して、もって臨機の規法をなす。此篇は、兼て予が志し、七とせを集に保留すり 経て作る所、いささか末裔の為に設ける書なり。此書に載る所の事は、

皆職事を制するの秘要なり。故に他人の見を憚りぬと言うべし。

一、生所相分候へハ、懸合之上、死骸片付候「欠」近キハ桶に納番人、遠

、他所者ニても、可相成ハ内済之懸合ニ申付来候事

横死ハ別て念入候事

方ハ仮埋之事、

、他所者ニ候へハ、死骸片付方、別て相伺候事!

吟味致候樣申聞候事

記したものであり、大庄屋当主として、子孫のために記めるものであり、 と述べている事によって察せられる。 右の記述によると、正辰は、天保四年から七年を要して、これを整理筆

職事を制する秘要の内容であるために、他人の見ることを憚るものである

一、他所者病死幷行倒もの有之候へハ、右同様出役、書付も同断ニ候、捨(ママ)

| 行倒・浮物之部」附他所先病死

右は、年中行事的な諸務外の臨時実務処理に関する具体的処理規程を記 一、一ト通之往来證文ニ候へハ、此方御郡奉行より先元御郡奉行へ懸合、 国元返子候之上、所持之品等片付方申渡候、尤、夫々年寄衆へ伺之事、 寺へ遣之、供養いたし可遺旨差図之事、 往来二候へハ、其外ニ仮埋メ申付、所持之品村役人預ヶ置、半年相立 令処理の判例などに至る極めて多分野に及ぶ内容である。 組大庄屋・小庄屋の村支配に関する諸執務・その実務手続き、または、法 として、他見を禁じている。 同書の収載事項は、目録部分の集計によると、一三五項目に分けられ、 その項目序列は 、御領分惣高役高之事

一、当地御領主年代之事

、豊州御領寺社御寄附高之事

などに続いて、第十七項には、「十二箇月之部」を設け、正月の部から十

二月の部に至る内容では、年中十二ヶ月間に亘る主要な行事、 月別の政務

公人規定、庄屋宅普請、忌引届、 上の手続きなどについて詳説し、以下の項目では、郡・村境界、酒造、奉 口銭、牛馬売買、租税、雨乞日乞行事、

宇佐宮神事、 医者成願など政治・経済・宗教・社会各方面、 まさに大庄屋

として関与する諸務万端に亘る事項について記録する。

あろうか 「執務上、うかがい見るべき記録」とでも解すべきで

次に、以下、本書の内容的構成について、若干述べておく必要がある。

配列は、 載事項を内容的に極めて整然と分類・配列しているに対して、本書の内容 周知される代表的農政書たる大石久敬の『地方凡例録』などが、その収 種々な事項を任意に列記したものであり、この点は、その非をま

される。

ぬがれ得ない。

ると言う、ごく自然な意識のもとでの記録であることから、 捨選択・整理分類した形式をとる必要はなかったものであろう。 しかし、先記した筆者の筆記趣旨の如く、末裔のために作り置く書であ 『執睨録』中、注目すべきは、第四十一葉から、第五十八葉まで 判例事項を取

に亘る「十二月之部」なる年中行事に係わる記録である。 村役人等が、 年中に処理すべき諸務について、月別・日別に順

ついても散見しているが、主として村政の執務に係わるものが大半を占め 年頭祝儀の参・不参者調査に至るまでの規式を列記する。 序だてて記したもので、「正月之部」の二日の年頭御祝儀 る規式にはじまり、十二月二十八日の歳末御祝儀の規式及び、翌年正月の 村中における民俗的な年中行事に関する規制事項や、手続等に (年礼)に係わ

る二・三の例について見よう

以上は、「十二月之部」に関する部分であるが、

以下、他の分野に係わ

例えば、 「六月之部」と「十二月之部」には る

と見え、「十二月之部」には

、当月は、

伺願定月ニ候間、

願筋有之候ハハ、

取調書付差出候事

一、他領縁組願定月(下略

する諸準備、十五日宗門改め、廿六日恒例の寺判改め、などと、極めて詳 などと見える。 正月の部では、三ヶ日間の年礼に関する規式、五日からは宗門改めに関

午の節句祝儀・田方初植調査・麦作巡見、 巳の節句祝儀・麦作の豊凶調査、 細な規定を記め、二月に入ると、池川の定普請手続、三月では、三日の上 四月は、 六月、田方皆作調査・麦納期限 江戸夫代銀上納、五月には、

の設定などが見え、梅雨期に入るため、日乞・雨乞行事に関する規定が記

十月は反拂帳差出、十一月には村々小物成・山札・塩浜・水車等の諸運上 日は八朔祝儀・秋検見誓紙提出、九月に入ると、重陽節句祝儀・検見出鄕 七月七日、七夕祝儀・高田若宮での虫除・五穀成就願解算所踊、 八月一

目録帳差出、などと、多般に亘る事項が並べられている。

る、 すべからざる心掛けとしてメモされたものであり、こうした、『年中行事 こうした記録の必要性は、年間を通して、藩当局と農民との間に介在す 組大庄屋・村小庄屋が諸政務をスムーズに執行して行く上に日常忘却

年中行事』などがそれであり、先記した小串俊政の に係わる記録は、他地域にも散見する |箇月之部』とて例外ではない。 例えば、金沢藩における『金沢藩年中行事』や、対馬藩における『鄕村 (後述 『監郡右置』中の『十

こうした関係から、『執睨録』中の一項に、 組・村支配に係わる村役人の更送は、極めて重要な意味をもつ。

庄屋退役跡役願之事

**幷病死跡役願事** 

がある。

ここでは、水崎村庄屋の退役に併なう跡庄屋の任命願に関する実例を揚

げている。

一、私儀近年病身二罷成御役儀難相勤御座候間、 水崎村庄屋退役跡役奉願候御事

候様奉願候

此段宜御申上可被下候以上

水之江久三郎

辰六月

右久三郎奉願候通、相違無御座候間、退役被為仰付被下置候樣奉願候、 跡役之儀は、悴延平、当辰廿四歳二罷成、兼て実軀成人柄二御座候 庄屋御役儀被仰付下置候様村方一同奉願候、村方何之差障も無御座

候間、

願之通相叶候様此段宜被仰上可被下候以上

尤

同 組頭

四郎藏

大庄屋宛

右之通願出候二付、吟味仕候處書面之通相違無御座候間、 願之通相叶候

である

大庄屋

様此段宜被仰上可下候以上

山留役更送の事例などを列記し、更には庄屋手代跡役願いの手続等にいた 右の事例に続けて、辻村庄屋退役更送、和木村庄屋兼帯取上、組頭更送、

るまで、項を立てて判例を示している。

- 組頭の更送は、具体的な事例を用い、また山留役交替は、

いわゆ

る「ヒナ形」(模式)によって書類の書式を揚げている. 今一例、本書の特徴となる記述例を上げて見よう。

第一二五葉目に記録される「神領宇佐より御田植早之頼来候事、幷届向

によると、

御役御免被為仰付被下置

一、旧例ニて毎年六月中旬に神領宇佐当職大宮司宣使より頼来候文面左之

的に、文化十三年・文化十五年の各六月の記事(大庄屋日記)などに当大 と見え、「文化何年六月幾日」としてのヒナ形を示すが、この実例は具体 此方より返事は不遺例之

庄屋実務処理の具体的例として記録されている。 『執睨録』の内容は、管見の限り、大庄屋日記の記裁の内容と合致する

処理に忠実であるべく志向した正辰の姿勢を示していると言えよう。 例が多く、この点は、『執睨録』の名称にふさわしく、判例に基づく執務

『監郡右置』の名称の由来は、近世封建領主下の農村政に直接的に関与

四、「監都右置」と「執院録

する、郡奉行人、村庄屋ら役人の「座右に置くべき書」、また『執睨録』 も同様に「執務上、うかがい見るべき実例記録」とでも解すべき心得書き

とり、この両書のみが注目される訳ではない。 こうした類の記録史料は、すでに全国各地で収集・編纂されており、ひい 近在の例を見れば、豊後岡藩における『御覧帳細注』や、『地方温古集』(⑫

ていない部類のメモ的な部類までを列挙するならば、各藩・各村庄屋など の手でなったこの種の記録は、枚挙するにいとまない数量に上ることであ 『豊岡秘聞』・『水鏡』などが管見し、この『御覧帳細注』程に整理されば に記述しているものの如くである。 筆記年代時の年中行事を、前時代との対比意識を全く持つことなく、忠実 天保十一年に稿了したものであり、「十二ヶ月之部」では全覧する限り、 つまり、二書の「年中行事之部」に限っては、前者は、行事の時代的変

の特質をもっている。 この相異は、特に、両書の前半部に収載される「年中行事之部」に集中

**粉手引書として、基本的には同等の性格を持ち乍ら、反面には、両者両様** 

忠実に末裔に伝えることに主眼を置いた感がある。

民俗的な年中行事(祭礼等)を含むこうした行事内容が、時代の要請や、

化を確認し、現時点としての公式の設定に主眼があり、後者には、現況を

『監郡右置』と『執睨録』とは、ともに役人の座右に置くべき実

する。 当然ながら、 「年中行事」には、地域差・時代差が伴なうものであり、

られる訳である。 その行事の地域差・時代差、 及び筆記者の立場により、記録上に差異が見

拙方不委儀も有之二付―下略― 右は先年より行司相記有之候得共、近年ニ至リ、捨合相替り候儀も有之、 『監郡右置』では、「十二月之部」の末尾に、

よる経済的・風俗的見地からの祭礼儀式の簡素化令による変化に基づいて、 と見え、文政九年時点で、役人替務の節に書き記めたと述べている。 内容的に見ると、各月の、特に祭礼的行事の年月的変質や、幕府・藩に 主義」であると言われるごとく、新規の追加法令の発布は勿論皆無ではな 一三五項目のそのほとんどが、執政上の判例的手引書の傾向をつよく持っ

文政末期であると考えられる。 く見え、これが年代的下限と考えられるので、この成稿は文政十年以降の る意識が強く察せられる。 実務処理上、文政九年の現在的時点で公式を設定し、実務に傭えようとす た、自然的・人為的変化によって、「不委儀も有之」理由から、諸行事の 各所に、「近年までは」とか「先年までは」とかの記述が散見し、こうし 本書の筆写年代は、明確ではないが、本書全体に、文政十年の紀年が多 方『執睨録』は、前述の如く、筆者の本多正辰が、天保四年に記筆し、

一体、発布される法令が、時代の進行とともに、全く新らしい性格のも

のが追加発令されることは当然である。

しかし、法制史的に説かれる近世期の法制の一大特質は、

ろうか。

之部」の筆記上の扱いに、若干の差異の生じている事は当然であろう。 であり、従って、筆記者の立場や、筆記動機によって、両者の「年中行事 本来的な性格によって、次第に変化して行く事は容易に首肯できるところ

では、両書における、年中行事以外の内容での筆記上の態度は如何であ

い乍らも、基本的には、いわゆる「祖法を守る」傾向が、著しく強い。 『執睨録』は、「年中行事之部」と、先に記した若干の項目を除けば、

ており、既定の法の絶対性に依拠した感が強い。

臨機の規法となす」とは述べているが、そこには、現行の法に判例を求め 天下を治るに至るまで、皆其法あり。—中略— 数条を集め録して以て、 本書の筆者は、「事は法に依らざれば立たず、故に古昔より一家・一国

ではなく、今後(末孫)の政務処理のために、既往の執務旧例を忠実に記

換言すれば、幕・瀋側の代弁機関としての大庄屋の姿勢の域を出るもの

政務を処理する事以外の意識を探し出せるものではない。

「法令の反復

録しておこうとしたものである。

『監郡右置』及び『執睨録』の筆者はそれぞれ、豊後国杵築藩及び、肥

前島原藩域の村支配者に属する立場にある。

関連が奈辺にあるのか、疑問が生ずるであろう。

的・独断的思向として、こうした実務録を備えることを為し得たとは考え

難く、勿論、その背景には、庄屋階層が、権力側の代弁機関であったこと

於いてこそ連帯的であることを強要された政治的志向性の強い時代に、『

孤立的な近世期農村と、その村落内に封じ込められた農民が、村落内に

『監郡右置』や『執睨録』の筆者のみが、単なる村落支配者としての単発

以下、本小稿の意図した点について、若干述べたいと思う。

るために、一般農民の「不必要知」の性質の記事が自ら集中する。

しかし、その内容は、主として庄屋執務を施行する上での実務心得であ

さて、以上冗長な記述によって、第一項に述べた「識者の豊国観」との

本質をより公表し、より徹底し、より周知すべき内容をもつ項目も皆無で

勿論、『執睨録』に収載される百余の項目の中には、一般農民に、その

記録が『○○秘鑑』の名称の如く支配階層の胸中にすべき心得書きであり、

『地方弁要』、『地方袖中録』、『座右秘鑑』などがあり、こうした類の②

1....② 3 子の一番の長政書のうちには、『座右手鑑』、『庄屋心得条目』、近世期の各種の長政書のうちには、『座右手鑑』、『庄屋心得条目』、

他見を禁すべき性質の、座右の書であったことと質をともにするのがごの

庄屋は、竹田津氏一家系譜の内に組み込まれると言っても過言ではない。た字佐郡一帯に重視展開し、いわば、国東郡・宇佐郡一円の村庄屋・組大

文化的、知識的レベルを、比較的均一化して行く一大要因になっているで

ほぼ、同階層に属する彼等村支配者間のこうした家系的交渉が、彼らの

あろうことは、推測するに難くない

「監郡右置」であり、また「執睨録」であった。

ており、まさに、この点は、封建支配者ペースの意識でしかない。

うことは、いわゆる近世法における支配者の法意識を貫く志向性に一致し

「職事を制するの秘要たるによって、他見を憚る」と言う類の記述を伴な

『監郡右置』や『執睨録』がともに、それぞれ「他見を禁ず」とか、又

他の種々な政治・経済・社会的要因によって様々な圏域が存在するが、比

こうした史料に基づいて概観する時、彼らの婚姻圏は、地域性や、その

較的狭域圏であることが一般的である。

姻圏は予想外に広域的であるに加えて重複的である点が特徴であるらしい

これら農民間に於ける狭域的な婚姻圏に対して、組大庄屋・村庄屋の婚

一円に展開しており、更には、小串俊政の兄「厚」の関係は、豊前宇佐郡 一円に及び、小串氏と財前氏との関係が田染氏=河野氏を通じて、これま

先に掲げた竹田津氏一族の系譜を見るに、この一族の分布は、国東半島

16

要な史料であり、また彼らの悸姻圏等を察知する上に好個な史料となる。

この帳外・入帳関係の記録史料は、農民の移動動機を知る上に極めて重

提供するものであり、その史料的価値は高いものである。

罪」等の部は、こうした不鮮明な分野について、かなり詳しい細則実例を

『監郡右置』における「不時取計心得」の中における「吟味仕方」「刑

を察し得るが、こうした藩法の末端における施行の詳細、例えば仕置仕方

などのいわゆる『差引目録』があり、この帳簿は、農民の特定居村からの

当期農村支配者の常時、整理すべき帳簿類の中に『帳外帳』『入帳帳』

出入確認をするための重要帳簿でもあった。

とり上げられるが、なかでも、農民に対する転業制限・移動の規制の厳し

近世期の農村問題を論ずる時、必ずや、対農民の封建的諸規則の問題が

さなどが指適されよう。

(裁判)の執行詳細を知る事は史料的制約から極めて困難である。

史に村支配者の縦の系譜を明らかにしようとする試みであるが、このため ものと考える。 には、同時的に、村支配者の家系的な横の展開を究明する必要がある。 比重の大きな要因として、「家系的感化」を想定するものであり、この点 から生ずる広域画一性を有した点も否定し難いにしても、それ以上に更に 近世初期の辺地村落支配者階層が、いわば下層武士であり上層農民であ 私の追い続ける「近世地方支配者の系譜」問題と、密接な関係を持つ 「近世地方支配者の系譜」なる課題は、中世―近世と展開する村落変遷

串氏と本多氏の二書について、以上、若干の比較を試みたのである。 比較観の中にも仮定の可能性を予測するものであり、こうした意味から小

ると言う観点に立つ私は、古松軒や、益軒の垣間見た二豊農村と城下との

①森平太郎編輯本収『豊国紀行』による。

②右同『西遊雑記』による

◎拙稿、別府大学文学部史学研究会『史学論叢・第七号』 90 p参照

❷~❷小野武夫編、『近世地方経済史料』収 ⑩大分県史料刊行会編『大分県史料、第十七巻、 122豊後高田市田染中村役頭河野氏所蔵 ⑰直入郡久住町、後藤是美氏所蔵 ⑩大分県竹田市観音寺所蔵 ⑤大分県竹田市、市立竹田図書館所蔵

趣のものであるが、広い範囲から見る時、

、両書も同性格である。

⑭前注『近世地方経済史料』や、滝本誠一編『日本経済叢書』中には!

いわゆる農政書・農書の類が多数収められる。内容的には、種々な意

⑫⑬小野武夫編『近世地方経済史料』収 ①別府大学文学部史学科保管、橋津守英氏史料

で終るものであろう。

補註

各地の旧庄屋の文書史料の探索に当って、所蔵される書籍の中に

17

⑩一冊本で出・忡とのみあり、或は下部分を欠損している可能性もある

が、末尾に筆者の所感を述べる詠歌を見るので、恐らくは出・中のみ

⑦⑧⑨別府大学文学部史学科所蔵

⑥三一書房刊、『日本庶民生活史料集成・第三巻』収「高千穂採薬紀行」

を人を介して平田篤胤に紹介、書評を乞うている。

⑤別府大学文学部史学科所蔵の嘉永写本、序文によれば重威は、この自著

③九州史料刊行会編「九州史料叢書」収『崎陽群談』巻十による。

役人の出張旅行や、識者の旅行に際し、その宿泊先が往々にして

した史料所蔵階層の交流を見る上に興味ある存在となる。また村 これら写本類の奥書には「○○より借用写之」の記があり、こう 『地方落穂集』や『農業固本録』『農業全書』の類が見られる。

役人階層の血縁的関係・文化的交流を知るに未開の分野ではある 村役人宅であったりするが、この点にも注目して見る必要がある。

④大分県史料刊行会編『大分県史料·第十巻』収「小串氏系図